（別表１）
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

Ⅰ　現状

（１）　地域の災害リスク

（土砂災害：ハザードマップ）

草津町ハザードマップによると、草津町の市街区域においても「がけ崩れ」の危険性がある崖、「土石流」の危険性がある沢があり、土砂災害警戒区域に指定されているエリアが点在している。また草津町への入口とも言える国道292号線沿線でもがけ崩れのリスクが存在しており、仮に土砂災害が発生すれば町民や観光客への安全以外に、交通・物流にも大きな影響が懸念される。

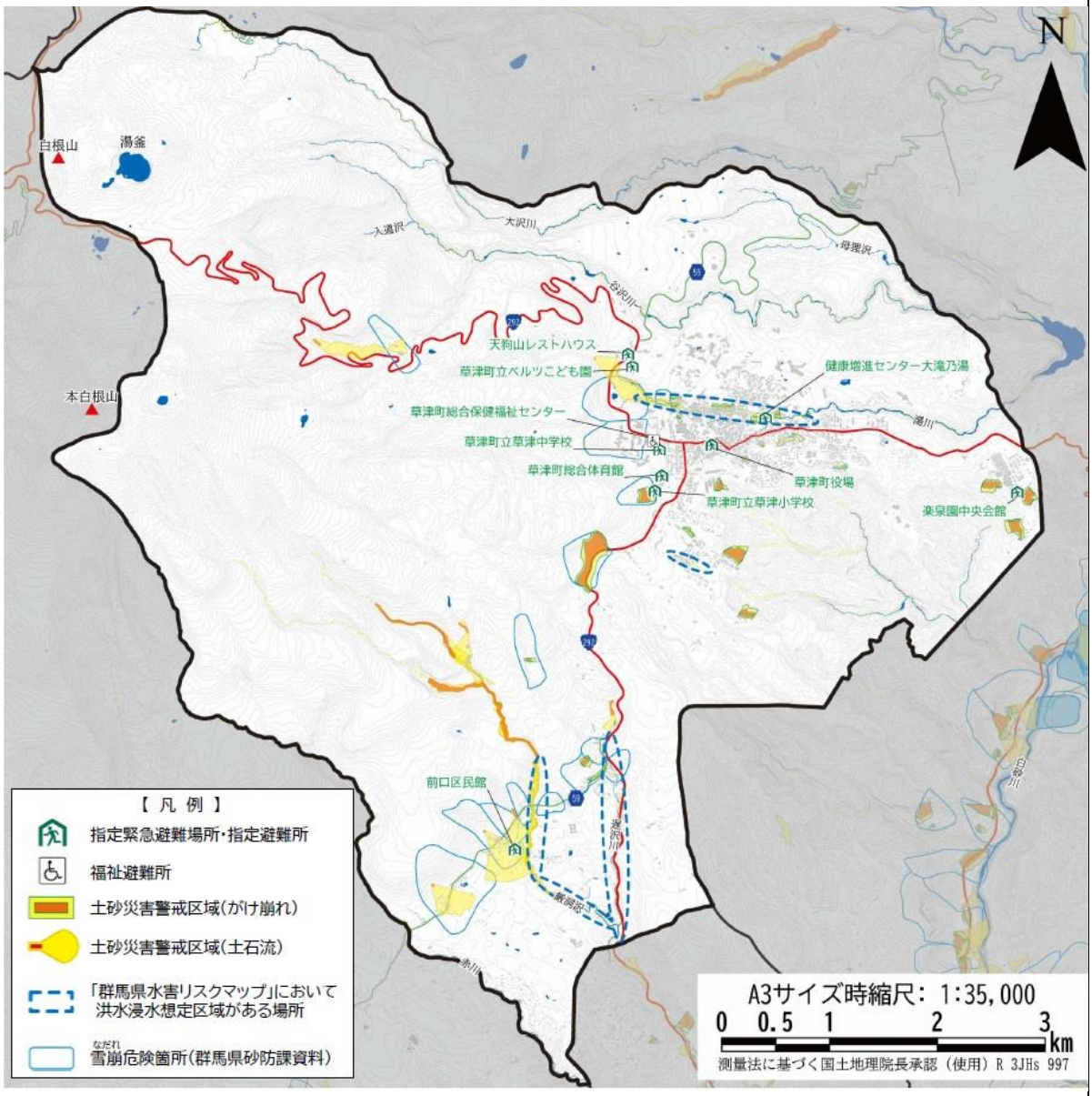

（洪水災害：ハザードマップ）

草津町ハザードマップによると、遅沢川付近では速度の速い氾濫流が発生・流下する恐れがある。また滝下通り・大滝乃湯通り（川が暗渠になっている通り）では大雨の水が集まり、速度の速い氾濫流が流下する恐れがある。

（火山：ハザードマップ）

草津町国土強靭化地域計画及び草津白根山ハザードマップによると、草津町（群馬県）と長野県の県境にある「草津白根山」においては、西端部の最高所付近に白根山、逢ノ峰、本白根山等の火砕丘群が南北に連なっている。そして白根山火砕丘頂部には、北東から南北にかけて水釜、湯釜、涸釜（かれがま）の３火口湖がある。こうした地勢条件から一帯は、草津温泉をはじめ、硫気孔や温泉に富み、硫化水素を発生する噴気活動がある。

有史以降の最も古い噴火は1805年の湯釜火口内で発生したもので、その後1983年まで白根山山頂火口（湯釜、水釜、涸釜及びその周辺を含む500mの範囲）で時折、火口周辺に噴石を飛散させる程度の水蒸気噴火が発生している。また、2018年１月23日には、本白根山の鏡池付近で水蒸気噴火が発生し、噴火により死者１名、重症３名、軽症８名の被害が生じている。

現在、国等の外部機関や町による観測機材が設置され、気象庁においても24時間体制で常時観測・監視するなどの体制が取られており、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想される場合には、「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して、噴火警報を発表することとしており、噴火警報や立入規制に従い避難を行う。警戒レベルによっては火口付近では噴石や火砕流や泥流の発生、市街地でも降灰が予想される。火山灰の付着による停電の発生、上水道の水質低下、交通支障や、降灰後に大雨が降った際は土砂災害の恐れも発生する。

＜本白根山が噴火した場合＞

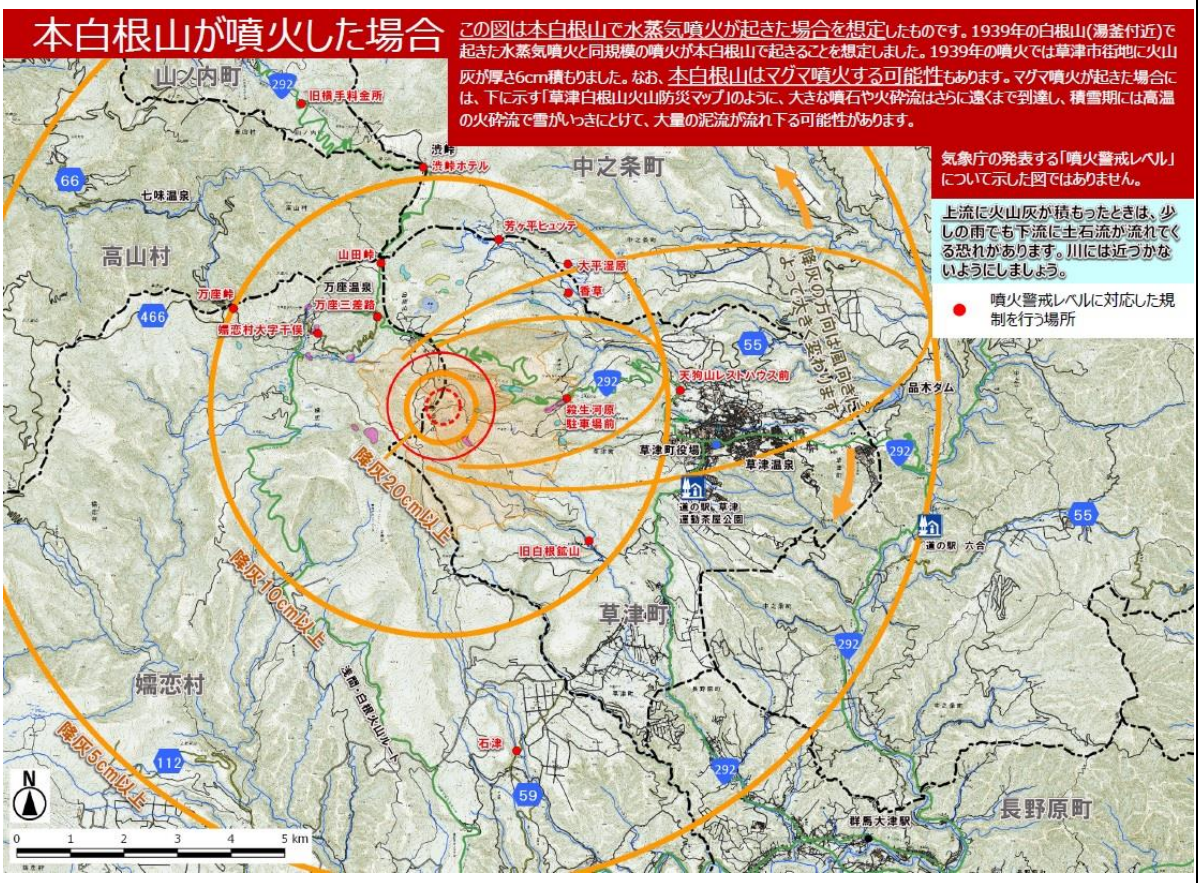

＜白根山（湯釜付近）が噴火した場合＞

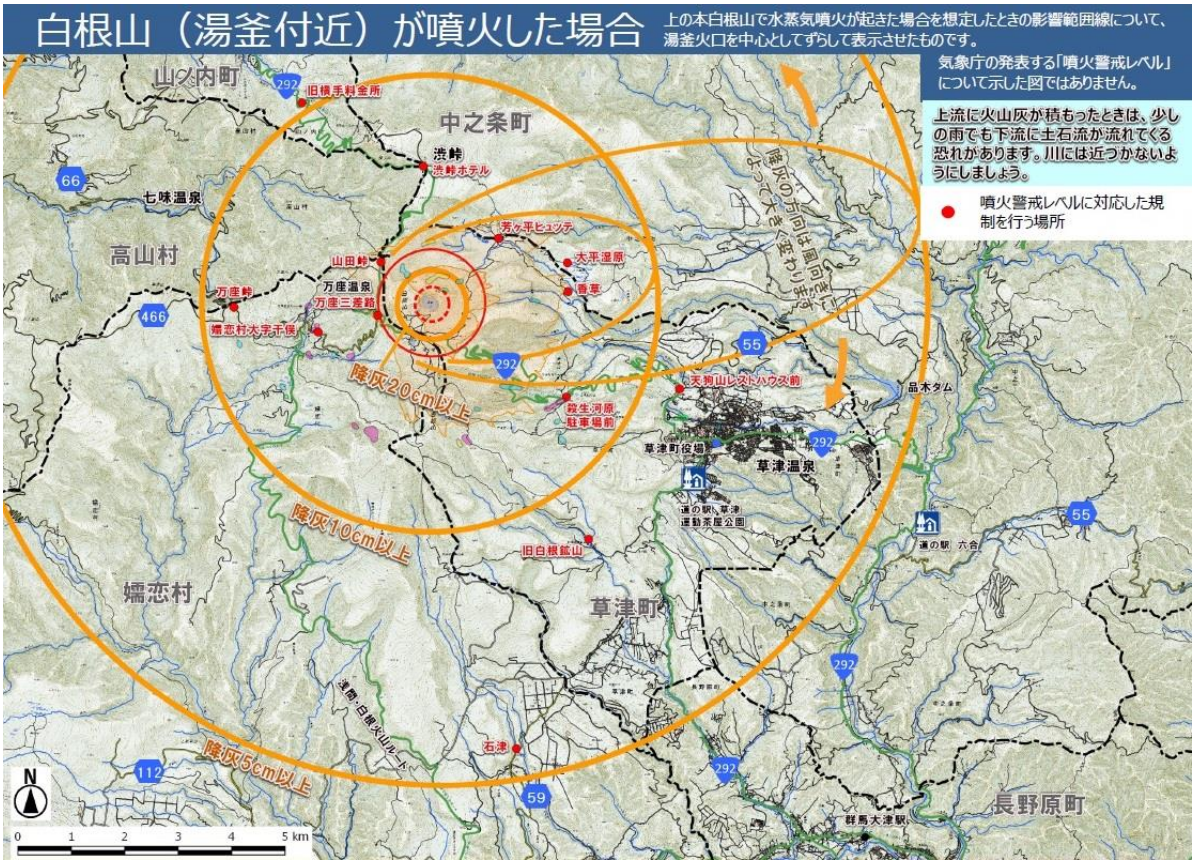

（地震災害：地震ハザードステーション（J-SHIS））

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度５強以上の地震が今後30年間で6～26%程度の確率で発生すると予想されている。

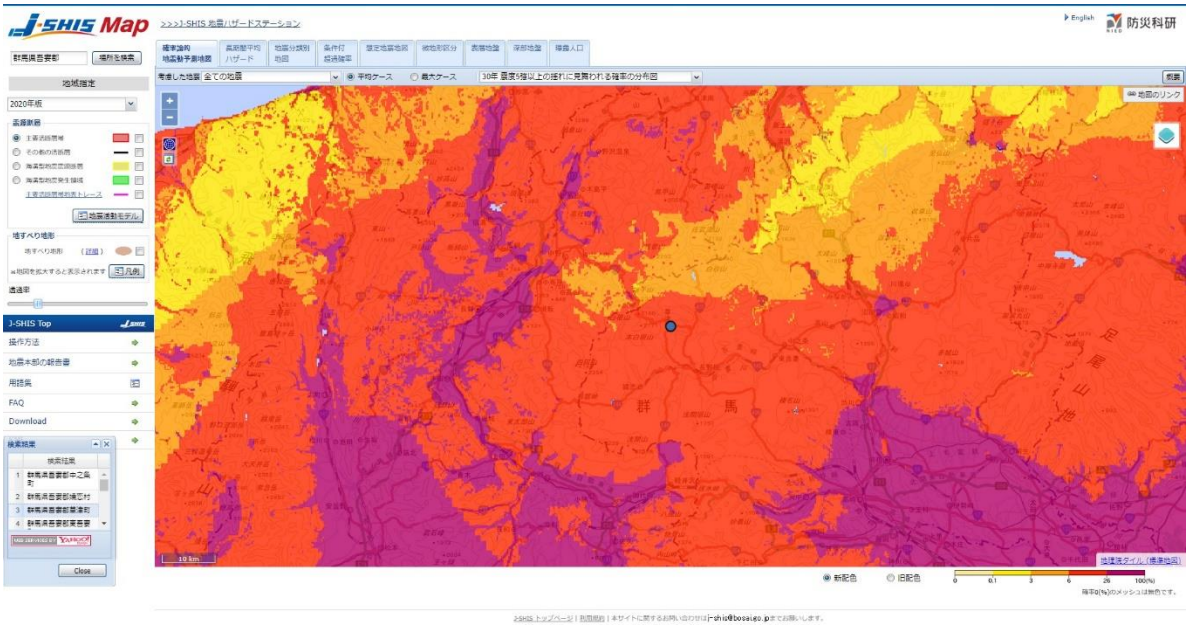

（大雪災害、その他：ハザードマップ）
積雪後に気温が上昇した場合、雪崩の危険性がある。また積雪時に草津白根山で噴火、泥流が発生した場合、流下経路上の雪も溶かし大規模な泥流となって谷筋を流れ、吾妻川まで達する恐れがある（200年に1度程起きる可能性があると予想される現象）。
また平成26年2月14日～17日にかけての豪雪災害においては、大雪により国道292号ほか草津町へ至る道路が全て通行できなくなり孤立化したことにより観光客の帰宅困難者が発生し、公共施設の開放等により対応した。

（感染症）
新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が発生した場合には、全国的かつ急速なまん延により、草津町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

（２）商工業者の状況
・商工業者等数　　６４１名
・小規模事業者数　　５４３名
（H28　経済センサス活動調査による）
【内訳】

業種		商工業者数	構成比（%）	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	61 名	9%	地域内に広く分布している
	製造業	13 名	2%	地域内に広く分布している
	卸売業	10 名	2%	地域内に広く分布している
	小売業	126 名	20%	大字草津地区に多い
	飲食店･宿泊業	273 名	43%	大字草津地区に多い
	サービス業	93 名	14%	大字草津地区に多い
	その他	65 名	10%	地域内に広く分布している

※　草津町の商工業者は湯畑を中心とした大字草津地域に小売店、飲食店・宿泊業、サービス業が多く立地しており、ほか建設業等は町内に広く分散している。

（３）これまでの取組
１）草津町の取組
・草津町地域防災計画の策定
・防災訓練の実施
・ハザードマップによる啓蒙活動
・災害時の避難所の設置
・防災備品の備蓄
・「防災くさつ」での域内防災情報の放送
・「防災行政用メール」の配信
防災・防犯・火災・気象・町政の情報等を随時メールにて配信（登録料は無料）

２）草津町商工会の取組
・当会「事業継続計画（ＢＣＰ）」の策定（平成３０年３月に策定済み）
・災害発生後、会員の被害状況を確認し草津町へ報告
・事業者ＢＣＰに関する国の施策の周知
・事業者ＢＣＰ策定セミナーの開催と、会員事業所の事業継続計画策定の促進
・会員事業所向けのぐんま共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
・草津町が実施する防災訓練への参加及び協力

Ⅱ　課題

草津町商工会では、事業継続計画が平成３０年３月に策定済みではあるものの、その内容に応じた訓練を定期的に実施して、具体的な活動要領の検証が進められていない。現状では、緊急時の取組について漠然とした記載にとどまり、実際の災害時に有効に対応できるか確認が必要である。また備蓄品についても発電機や非常食・水など整備が行き届いていない現状である。職員についても平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。保険・共済業務については、担当者や以前に経験をした職員が簡易説明を実施できるものの、昨今の災害状況を鑑みれば、大規模な災害発生時における会員支援策をいかに講じるかという経験や行動規範等の計画が不足している。

また草津町など行政との連絡体制や情報共有、役割分担など、協議が必要な事項について現状では未だ確立しておらず、行政・商工会双方が事業者から受ける被害報告に基づいて、それぞれが立場に応じた支援を講じる必要があるが連携がとれていない状況であり、課題として残っている。

また感染症対策においては、地域内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要である。

Ⅲ　目標

・草津町商工会が策定した事業継続計画に基づく訓練と検証を行う。
・域内小規模事業者に対し、平時から災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。これにより事業継続計画の必要性を認識させ、その策定を支援する。
・事業者の事業継続計画策定に併せ、自然災害等のリスクや感染症等のリスクに対応した共済・保険制度の情報提供を行ない、必要に応じて未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。また災害時の連鎖倒産防止の観点からセーフティネット共済等への積極的な加入を推進する。
・発災時における連絡体制を円滑に行うため、草津町商工会と草津町との間における被害情報報告ルートを構築する。
・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
・ぐんま共済協同組合や金融機関等との連携を強化し、災害発生後の速やかな復興支援を講じる。

※　その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和４年１１月１日～令和９年３月３１日）

（２）事業継続力強化支援事業の内容

・草津町商工会と草津町との役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜１．事前の対策＞

１）小規模事業者に対する災害リスクの周知

・経営指導員及び職員による巡回指導等において、草津町のハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを周知する。またその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明すると共に、万が一のリスクに平時から備えるよう指導を行う。

・「商工会だより」などの各種配布物や商工会ホームページにおいて、事業継続力強化計画認定制度等の国の施策や、草津町の防災計画等を紹介することで、管内小規模事業者に対し、災害リスク対策の必要性について意識向上を図ると共に、損害保険の概要、事業者ＢＣＰに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
・小規模事業者に対し、事業者ＢＣＰ（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施し、策定支援を講じる。
・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

２）草津町商工会の事業継続計画の検証と見直し
・当会は、平成３０年３月にＢＣＰ「事業継続計画」（別添）を策定済みであるが、年に１回程度検証とそれに伴う見直しを行う。

３）関係団体等との連携
・事業継続力計画策定に精通したぐんま共済協同組合や日本政策金融公庫との連携を強化し、管内小規模事業者を対象にした「事業継続計画策定セミナー」の開催や被災時に利用できる損害保険商品や融資制度の紹介を行う。
・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
・関係機関への事業継続計画策定推進のための啓蒙普及ポスター掲示依頼、共催によるセミナー等を実施する。

４）フォローアップ
・管内小規模事業者の事業継続計画の策定等、取組状況をアンケート調査等により把握・確認する。また、当該計画の策定が困難な事業者については経営指導員がアドバイスをするとともに、ぐんま共済協同組合と協力体制を取り、必要な策定支援を進める。
・群馬県商工会連合会や吾妻郡商工会連絡協議会の各支援機関での取組等について情報共有を行うとともに、状況確認や改善点、効果的な支援策等について協議する。

５）当該計画に係る訓練の実施
・自然災害（例：令和元年台風１９号・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、草津町との連絡ルートの確認等を行う（具体的な訓練を定期的に実施する）。

＜２．発災後の対策＞
・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。
１） 応急対策の実施可否の確認
・災害等発生時においては、草津町商工会事業継続計画に基づき、当会職員の安否

確認を第一とし、安全を確認の上で、被害状況を把握し会員対応グループリーダーが草津町及び群馬県商工会連合会等、関係機関へ連絡を行う。

ア　災害発生後、当会職員の安否確認は、当会事業継続計画安否確認方針に基づいて速やかに行う。

＜安否確認方法・安否確認内容＞…当会事業継続計画参照

イ　業務従事可能である場合は、当会事業継続計画に基づく任務分担により会員対応グループが速やかに管内事業所の被害状況の把握に努める。

・災害発生時に感染症が発生した場合には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、草津町における感染症対策本部の指示に基づく当会による感染症対策を行う。

２）応急対策の方針決定

ア　草津町商工会において把握した被害状況や被害規模を、草津町及び群馬県商工会連合会等関係機関へ報告し、情報の共有を図った後に応急対策について協議し、方針を決定して、可能な支援を講じる。

イ　当会職員が電話にて被害状況を確認するとともに、必要に応じて被害が発生した事業所に赴き被害状況を把握する。なお、職員の生命に危険が及ぶ恐れのある場合は、現地確認や屋外での確認作業は実施せず、安全が確認できた後に調査を行う。

ウ　大まかな被害状況をまとめ、草津町及び群馬県商工会連合会等関係機関へ報告をし、情報共有をする。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内１０％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内１％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

３）本計画により、草津町商工会と草津町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する。
発災後～１週間	１日に１回以上共有する。
２週間～４週間	適時、共有する。
１ヶ月以降	適時、共有する。

４）草津町の応急対策の方針を確認し、双方で対応できる被災支援を行う。

＜３．発災時における指示命令系統・連絡体制＞
・自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
・二次被害を防止するため、草津町の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
・草津町商工会と草津町が情報を共有した上で、当会が商工会連合会へ報告し、商工会連合会が群馬県へ報告する。
・感染症流行の場合、国や群馬県等からの情報や方針に基づき、草津町商工会と草津町が共有した情報を、当会が群馬県商工会連合会へ報告し、群馬県商工会連合会が群馬県へ報告する。

（連絡ルート）

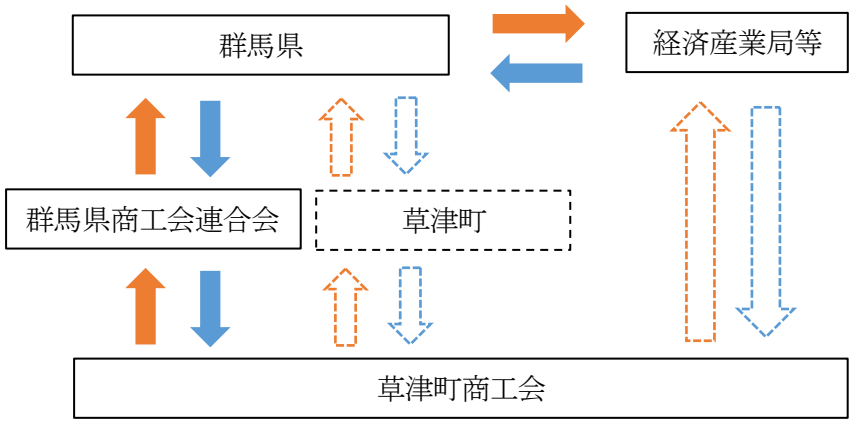

※塗りつぶしの矢印を主たる情報収集・共有ルートとする。

＜４．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞
・相談窓口の開設方法については、草津町商工会と草津町で協議の上、開設を行う。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
・安全性が確認された場所において、相談の窓口対応を行う。
・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
・応急時に有効な被災事業者施策（国や群馬県、草津町等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜５．地区内小規模事業者に対する復興支援＞
・国、群馬県の方針に従って、草津町商工会と草津町で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
・被害規模が大きく、当会と当町の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県商工会連合会等に相談する。

※その他
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和６年６月現在）

（１）　実施体制

・商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制
・関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制
・商工会又と関係市町村の協力体制
・経営指導員の関与体制等

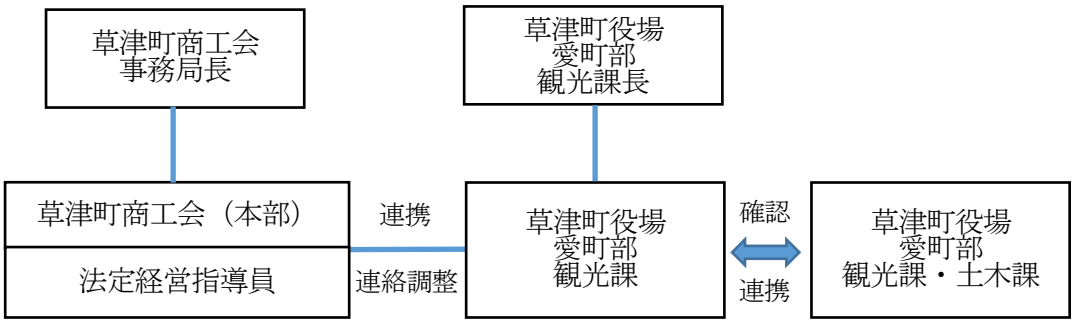

（２）　商工会による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員　田中英輔　（連絡先は後述（３）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

次のとおり必要な情報の提供及び助言等を行う。

ア　本計画の具体的な取組の企画や実行

イ　計画に基づく進捗状況の確認、見直し等フォローアップ（１年に１回以上）

（３）商工会、関係市町村連絡先

①商工会

草津町商工会

〒377-1711　　吾妻郡草津町大字草津 449-4

TEL 0279-88-2067 / FAX 0279-88-4619

E-mail　kusatsu@kl.wind.ne.jp

②関係市町村

草津町役場　観光課

〒377-1792　　吾妻郡草津町大字草津 28

TEL 0279-88-0001 / FAX 0279-88-0002

E-mail　webmaster@town.kusatsu.gunma.jp

（４）被害情報等報告先

群馬県商工会連合会　総務企画課

〒371-0047　　群馬県前橋市関根町三丁目 8-1

TEL 027-231-9779 / FAX 027-234-3378

E-mail　somu@gcis.or.jp

報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
必要な資金の額	３００	３００	３００	３００	３００
・専門家派遣費	５０	５０	５０	５０	５０
・協議会運営費	５０	５０	５０	５０	５０
・セミナー開催費	５０	５０	５０	５０	５０
・チラシ等作製費	１００	１００	１００	１００	１００
・防災・感染症対策費	５０	５０	５０	５０	５０

※見込み額を記載

調達方法
群馬県補助金、草津町補助金、事業収入 等

（別表４）

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項
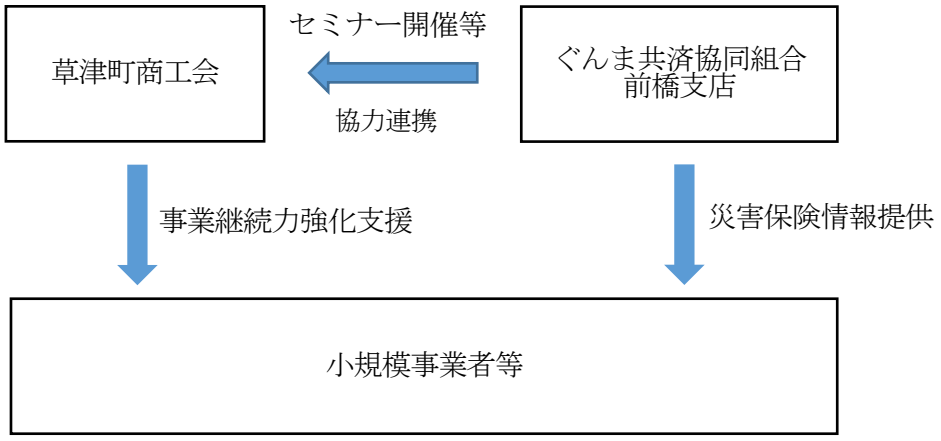
連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
＜連携者名＞ ぐんま共済協同組合 住　所：〒371-0841　前橋市石倉町4-9-10 代表者：理事長　田部井　俊勝 電　話：027-254-2755
連携して実施する事業の内容
①　小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②　小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③　災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容の支援
連携して事業を実施する者の役割
＜連携者名と役割＞ ぐんま共済協同組合　前橋支店 住　所：〒371-0841　前橋市石倉町4-9-10 代表者：前橋支店長　田村　考也 電　話：027-254-2755 ①　小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②　事業継続計画等の啓蒙・普及活動 ③　小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ、事業継続計画策定のセミナー並びに個別相談会の実施 ④　災害時に活用できる保険商品等の案内
連携体制図等